

1. 専利審査指南の改正

中国国家知識産権局（SIPO）は、専利審査指南（日本の「特許・実用新案審査基準」に相当）の改正を2017年4月1日に施行しました。主な改正点を簡単に説明します。

① ビジネスモデル特許（第二部分第一章4.2）

ビジネスモデルの請求項に関し、「ビジネス規則及び方法の内容を含み、かつさらに技術特徴を含む場合、専利法第二十五条の規定に基づき特許権取得の可能性を排除すべきでない。」という記載が追加されました。すなわち、ビジネスモデル特許はこれまで認められていませんでしたが、ビジネス規則と方法の内容以外に技術的特徴が含まれる場合には、専利権（特許）を取得できる場合があることが明記されました。

② コンピュータプログラム発明（第二部分第九章2、3、5.2）

コンピュータプログラム自体は、知的活動の規則及び方法であるとして保護適格性を有しないと規定されていることは従来と変わりませんが、「媒質（媒体：磁気テープ、光磁気ディスク、DVD等）＋コンピュータプログラム工程」というクレーム記載が認められるようになりました。日本の審査実務と同様に、プログラム処理がコンピュータ等のハードウェア上で協働していれば保護対象となることが明確化されました。また、装置発明については、装置クレームの構成部に、ハードウェア以外にプログラム（ソフトウェア）も含むことが可能となり、プログラムを装置クレームの構成とできることが明確になりました。

③ 実験データの提出（第二部分第十章3.4、3.5）

従来は、「出願日以降に補足提出された実施例や実験データを考慮しない」とされていましたが、「出願日以降に補足提出された実験データについて、審査官は審査を実施しなければならない。補足提出された実験データにより証明される技術効果は、当業者が専利出願の開示内容から得られるものでなければならない」と修正されました。ただし、後出しの実験データが必ず審査において考慮されるわけではありません。この改正は新規事項の追加を認めるものではないことから、あくまでも出願時における明細書及び図面の開示内容の範囲内において、特許性等に関する主張を補うための補足的な実験データでなければ、審査官は補足提出された実験データ等を考慮せずに、特許性を判断することになります。この点は、日本の審査実務と同様と考えられます。

④ 無効宣告請求の審査（第四部分第三章4.2、4.3.1、4.6.2、4.6.3）

無効宣告請求（日本の無効審判に相当）の審理において、補正の選択肢が拡大されました。具体的には、一つのクレームに他のクレームに記載されている一つ又は複数の技術特徴を付加することによって、特許請求の範囲を減縮補正（請求項のさらなる限定）することが認められることになりました。また、明らかな誤記の訂正も認められるようになりました。

無効審判における訂正としては、(i) 請求項の削除；(ii) 請求項の更なる限定；(iii) 技術方案の削除；(iv) 請求項における明らかな誤記の訂正：が認められることになりました。ただし、(ii)の「請求項の更なる限定」については、今後も、明細書及び図面の記載を根拠とする訂正は認められませんので注意が必要です（請求項の更なる限定とは、請求項中にその他の請求項中に記載された一又は複数の技術特徴を補充し、保護範囲を縮小することをいいます）。

一方、無効審判請求人は、(i)以外の訂正が行われた場合には、訂正の内容に係る無効理由を補充できることになりました。(ii)の訂正が行われた場合には、無効審判請求人としては、既に提出した証拠を組み合わせて訂正後の請求項の無効理由を主張できます（証拠を新たに補充して提出することは認められません）。

⑤ 出願文書等の閲覧（第五部第四章）

公開公報発行後の特許出願については、実体審査段階の審査書類（拒絶理由通知書、検

索報告及び決定書)の閲覧が可能となりました。

2. 料金改正

2017年4月1日より、中国商標登録出願等に関する主な庁費用が減額されています。主な変更は以下のとおりであり、庁費用は変更前の半額となりました。

費用変更項目	庁費用(人民元)	
	変更前	変更後
商標登録出願 (1区分、指定商品/役務10個以内)	600	300
指定商品・役務が10個を超えた場合、商品/役務1個の加算費用	60	30
商標登録の更新	2000	1000
商標審査委員会による審査費用(拒絶査定不服審判、異議申立裁定への不服審判請、取消決定への不服審判、無効宣告を含む)	1500	750
異議申立	1000	500
不使用取消審判請求	1000	500

ちなみに、特許出願に関する主な庁費用は、現在、以下のようになっています。

費用変更項目	庁費用(人民元)
特許出願 (公開料込)	950
明細書31頁～300頁目の追加手数料	50/頁
明細書301頁目以上の追加手数料	100/頁
請求項11項目以上の追加手数料	150/項
実体審査請求	2500
拒絶査定不服審判	1000
無効審判請求	3000

3. Apple社のiPhoneに関する訴訟

(3-1. 意匠権)

中国国内の企業がスマートフォンのデザインに関する自社の意匠権を侵害されたとして、米国Apple社を意匠権侵害で訴えていた裁判について、2017年3月、北京控訴仲裁裁判所(日本の高等裁判所に相当)は「消費者は”100C”(中国企業のスマートフォン)とiPhone6(いうまでもないですが、Apple社のスマートフォン)の違いを容易に区別することができる」とし、Apple社の意匠権侵害を認定せず、北京市内での販売差止命令を取り消す判決を下しました。第一審(北京知的財産法院/日本の地方裁判所に相当)では、Apple社の意匠権侵害を認定し、北京市内における販売を差し止める命令が発せされていましたが、控訴審ではApple社が逆転勝訴となりました。

意匠の類否は、意匠登録出願の願書に添付した図面に基づいて判断されるはずなのですが、判決では実製品であるスマートフォン同士を比較して、消費者が間違えることはないので非侵害という理屈となっています。

この裁判の原告企業ですが、自社製品を販売しているものの、実体のない企業ではないかというウワサまであるようです……。製品のライフサイクルの短いスマートフォンであれば、係争中に十分な売り上げを達成できなければ、勝訴できても製品開発費等を回収することが困難になります。Apple社も製品販売前にiPhone 6のデザインを中国で意匠登録していましたが、世界的に新製品が注目される”iPhoneシリーズ”ですから、予想される新製品のデザインが他人によって先取的に意匠登録出願される可能性があります。何せ、スマートフォンについては、その基本形態がある程度決まっているので、結果的に他人の先願登録意匠に「本物」（Apple社が怪しい企業の製品を意図的に「パクル」ことはあり得ないでしょう・・・）が類似してしまう場合があるでしょう。市場規模と自社の経済力を考慮すれば、やはり予定されるデザインについては、実施予定国でいち早く意匠登録出願しておくことが無難といえるでしょう。特許については、近年、大企業相手に多額の損害賠償金を要求する「パテント・トロール」が問題視されるようになりましたが、意匠についても同じような団体があっても不思議ではありません（商標についても「商標ブローカー」と呼ばれる怪しい団体があるようなので注意が必要です）。

ただ、北京控訴仲裁裁判所は、外国企業が被告であっても、客観的に意匠権侵害の成否を判断したといえ、「身内鼻肩」しなかったことについては評価されるべきではないでしょうか（本来、裁判所は公平正大な公的機関であるべきなので、当然と言えば当然なのですが、そういう常識が通用しない国もあります）。

（3-2. 商標権）

Apple社のiPhoneは、中国で商標権についても争いに巻き込まれています。Apple社が”iPhone”を中国で販売する（2009年）前に、中国企業（革製品販売会社）が「革製品」を指定商品として”IPHONE”という名称を商標登録しました（2007年）。「革製品」といえば、財布、鞆、ベルト等が思い浮かびますので、スマートフォン（携帯電話）は非類似商品であると感じられます。しかし、中国企業の革製品には、スマートフォンケースもありました。スマートフォンとケースは一体として使用されることが多く、同じ販売店等で売られることも多いでしょう。”iPhone”と”IPHONE”とは、外観及び称呼において非常に類似しているといえますので、中国企業の革製スマートフォンケースがApple社又はその関連会社の製品であると消費者が誤認する可能性は高いと一般的にはいえます。また、非類似商品についても、世界的に著名な商標へのフリーライドは容認されるべきではありません。なお、Apple社は、モバイル機器を指定商品として”iPhone”の商標登録を受けています。

Apple社は、2012年に”IPHONE”という商標を使用しないように求めて訴訟を起しましたが、一審及び二審共に敗訴しています（現在、上告中です）。中国の裁判所は、”iPhone”という商標が中国国民で周知となっていたことを、Apple社が証明できなかったという理由で、中国企業の”IPHONE”使用を認めました。指定商品が異なるために、”iPhone”の商標権は、”IPHONE”の使用には及ばないし、2007年の時点において中国国内で周知とはいえない”iPhone”と類似する商標”IPHONE”の商標登録に無効理由もないという判断です。Apple社は2007年から”iPhone”を販売しており、その時点で世界的に周知商標であったと考えるのが妥当と感じますが、中国では「中国国内で周知でなければならない」という基準があるようです。世界的に著名な”iPhone”という外国商標について、国内周知主義に基づいて「パクリブランド」を黙認するのでは、中国国民の利益も守れないように感じます（パクリ商品の購入者の多くは中国国民でしょうし、外国人旅行者も安心して中国では買えないので中国国民の利益にもならないのでは・・・）。

Apple社の製品の情報は、インターネットによって全世界に拡散されているので、「中国国内では販売されていないから周知ではない」という理屈には、かなり不合理を感じます。日本の商標法第4条1項19条に該当する規定は中国の商標法にはありませんが、こうした規定を法改正で取り入れることは、外国企業の利益を保護するのみならず、中国の知財保護に対する信用度向上と、自国民の利益保護にも繋がるのではないのでしょうか……。